Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 27 年 8 月 28 日

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線) 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651 FAX) 5253-1643

第12回 ILO 海事協議会の概要について

国土交通省海事局は、国際労働機関(ILO)の活動に関する事項のうち海上 労働に係るものについて協議を行うため、ILO 第 144 号条約に基づき、政府、 使用者及び労働者の代表者による「第 12 回 ILO 海事協議会」を開催いたしま した。

1. 日 時

8月26日 (水) $14:00\sim16:00$

2. 場 所

中央合同庁舎 3 号館 10 階 海事局第 6 会議室

- 3. 出席者
 - (1) 労働者代表

全日本海員組合政策局長、同国際局外航部長、同国内局国内部長

- (2) 使用者代表
 - 一般社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会審議役、
 - 一般社団法人大日本水産会事業部部長(代理出席)、一般社団法人日本旅客船協会労海務部長
- (3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同雇用対策室長、同労働環境対策室長、同国際業務調整官、同課長補佐、安全政策課船舶安全基準室長「オブザーバー」水産庁漁政部企画課課長補佐(漁業労働班長)

4. 会議の概要

- (1) 2015年ILO年次報告 (**) 関連について 事務局から本年の年次報告の内容を説明いたしました。
- ※ILO 憲章第 22 条に基づき、ILO 加盟国に対し、批准済みの条約に関し、国内の担保 措置・運用状況等を定期的に報告する義務が課せられているもの。

本年、ILO事務局より提出を求められている 15条約のうち、本協議会の対象となるのは、○を付した海上陸上の労働に共通する条約 8本、及び◎を付した海上労働に関する条約 1本です。

- ○電離放射線からの労働者の保護に関する条約(第 115 号)
- ○機械の防護に関する条約(第 119 号)
- ○就業が認められる最低年齢に関する条約(第138号)
- ○国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約(第144号)
- ○石綿の使用における安全に関する条約(第162号)
- ○民間職業仲介事業所に関する条約(第181号)
- ○最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 (第 182 号)
- ◎2006年の海上の労働に関する条約
- ○職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第 187 号)

上記条約のうち、2006年の海上の労働に関する条約については、本年が初回の報告であり、初回報告については所定の報告様式の質問について逐条毎に国内の担保措置・運用状況等について報告する必要があります。主な報告事項は以下のとおりです。

[船舶において労働する船員に関する最低限の条件]

- 船員の最低年齢:16歳
- ・健康証明書の有効期間:色覚検査は6年、その他の検査は1年

「雇用条件」

- ・雇用条件の明示:雇用契約書の写しの船内備置
- ・船員の最長の労働時間:1日あたり14時間及び1週間あたり72時間 [居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供]
 - ・船員室の定員(旅客船等を除く):1名
 - ・船員室等の高さ:203 cm

- ・船舶料理士の要件:船舶料理士試験に合格した者等
- ・船内において調理を担当する者の年齢:18歳以上

「健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護」

- ・船員のための陸上の厚生用施設の数:7
- ・船員に提供される社会保障:医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業 務災害給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付

「旗国の責任」

- ・現在有効な海上労働証書の数:250(2015年5月31日現在)
- ・重大な海難に関する調査の数: 3 件 (2014 年 8 月 5 日 \sim 2015 年 5 月 31 日)

「寄港国の責任]

- ・港で検査を行った外国船舶数: 4,449 隻(2014 年 8 月 5 日~2015 年 5 月 31 日)
- ・寄港国検査員数:143名(2015年3月31日時点)

また、その他の上記条約については、前回報告時(第144号及び第181号については2014年、第138号及び第182号については2012年その他については2010年)から変更・追加事項等があった場合は、その旨報告することとされ、主な変更・追加事項等は以下のとおりです。

《主な変更・追加事項等》※()内は前回報告事項

[第 119 号] 全国の船員労務官の配置数

2015年:180人(2010年:179人)

[第 138 号] 船舶所有者に雇用される船員の最低年齢 2015 年:16 歳(2012 年:15 歳)

「第 144 号] ILO 年次報告に関する協議

2015 年 : 2014 年 8 月 27 日に ILO 海事協議会を開催

(2014年:2012年8月8日及び2013年8月29日に開催)

[第 162 号] 船員労務官による監査で認められた安全衛生に関する教育及び 訓練に係る船員労働安全衛生規則違反処理件数

2015年: 14件(2010年~2014年)

 $(2010 \ \text{年} : 7 \ \text{件} \ (2007 \ \text{年} \sim 2009 \ \text{年}))$

[第 181 号] 派遣船員として雇用されている船員の一日当たりの平均数 2015 年: 3,120 人 (2014 年: 3,098 人)

[第 182 号] 年齢 18 歳未満の船員の危険な作業又は安全衛生上有害な作業 に係る船員法違反処理件数

2015年:0件(2012年度~2014年度)

(2012年:0件(2010年度~2011年度))

「第 187 号〕船員災害防止計画における死傷災害及び疾病発生率の減少目標

2015年:5年間でそれぞれ13%及び10%(第10次計画)(2010年:同21%及び18%(第9次計画))

(2) 意見交換

2006年の海上の労働に関する条約に関し、2016年2月開催予定の第2回 特別三者委員会に提案されている規範(コード)の改正事項について政府側 より説明を行い、意見交換を行いました。